

新潟県病院内保育所運営事業実施要綱

(目的)

第1条 この事業は、病院及び診療所に従事する職員のために保育施設を運営する事業について助成し、医療従事者の離職防止及び再就業を促進するとともに、医療機関による入院治療の必要はないが、安静の確保に配慮する必要がある集団保育が困難な児童の保育を行うことを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において病院内保育所とは、医療法第7条の規定に基づき許可を受けた病院及び診療所、又は、同法第8条の規定に基づき届出をした診療所の開設者が運営をする病院内保育施設（近辺の他の病院又は診療所等の医療従事者が共同利用することを目的として一医療施設が設置した病院内保育施設を含む。）とする。

(補助対象事業)

第3条 補助対象事業は、第5条に掲げる実施主体が第1条に掲げる目的をもって職員等の委託を受けて乳児又は幼児に対し必要な保育を行う事業とする。ただし、新潟労働局が実施する「事業所内保育施設設置・運営等支援助成金」等との重複補助は認めない。

(補助対象施設)

第4条 補助対象施設は、第2条に定める病院内保育所であって、第6条各号に掲げる病院内保育施設の種別に該当し、12か月運営し、かつ保育料として1人当たり平均月額10,000円以上徴収している施設とする。

運営月数の算定に当たっては、その月における開所日数がおおむね15日以上である場合には1か月として算定して差し支えないものとし、また保育料とは保育に要する費用の保護者負担額（給食費を含む）をいう。

(実施主体)

第5条 本事業の実施主体は次の各号に掲げる者とする。

- (1) 国民健康保険組合及びその連合会
- (2) 日本赤十字社
- (3) 社会福祉法人恩賜財団済生会
- (4) 厚生農業協同組合連合会
- (5) 国家公務員等共済組合及びその連合会
- (6) 地方公務員等共済組合
- (7) 私立学校教職員共済組合
- (8) 農林漁業団体職員共済組合
- (9) 健康保険組合及びその連合会
- (10) 社会福祉法人

- (11) 一般社団法人及び一般財団法人並びに公益社団法人及び公益財団法人
- (12) 学校法人
- (13) 医療法人
- (14) 独立行政法人
- (15) 国立大学法人
- (16) その他知事が認める者

(病院内保育施設の種別)

第6条 病院内保育施設の種別は、次の各号のとおりとする。

(1) A型特例

保育する児童数1人以上4人未満、保育時間8時間以上で保育士等の職員を2人以上有し、当該年度新設でないもの

(2) A型

保育する児童数4人以上、保育時間8時間以上で保育士等の職員を2人以上有し、当該年度新設でないもの（B型を除く）

(3) B型

保育する児童数10人以上、保育時間10時間以上で保育士等の職員を4人以上有し、当該年度新設でないもの

(24時間保育)

第7条 24時間保育は、終日いずれの時間帯においても第3条に掲げる保育を提供するものとする。

(休日保育)

第8条 休日保育は、次の各号に掲げる日に第3条に掲げる保育を提供するものとする。ただし、次の各号に掲げる日であっても、診療日として表示する日を除く。

(1) 日曜日

(2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年7月20日法律第178号）第3条に規定する休日

(3) 12月29日から翌年1月3日（前号に掲げる日を除く。）

(病児等保育)

第9条 病児等保育は次の各号のとおりとする。

(1) 対象児童

ア 医療機関による入院治療の必要はないが、安静の確保に配慮する必要がある集団保育が困難な病院内保育所に通所している児童で、かつ、保護者の勤務の都合、傷病、事故、出産、冠婚葬祭など社会的にやむを得ない事由により家庭で育児を行うことが困難な児童。

イ 保育所に通所している児童ではないが、アと同様の状況にあるおおむね10歳未満の児童。

(2) 対象疾患等

感冒、消化不良症（多症候性下痢）等乳幼児が日常罹患する疾患や、麻疹、水痘、風疹等の感染性疾患、喘息等の慢性疾患及び骨折等の外傷性疾患などとする。

また、原則として7日まで連続して保育することができるものとするが、児童の健康状態についての医師の判断及び保護者の状況により必要と認められる場合には、7日を超えて保育できるものとする。

(3) 施設

病児等の静養又は隔離の機能を持つ安静室を設けていること。また、安静室は病児等が2人以上横臥でき、1人当たりの面積が原則として1.65㎡以上であること。

(4) 職員配置数

ア 病児等保育を専門に担当する職員として、看護職員を1名以上配置すること。なお、病児等の児童数が2名を超える場合には、病児等2名に対し看護職員1名の配置を基本とすること。

イ 児童の受け入れに当たっては、当該施設等の医療機関の医師により、当該児童を病児等保育の対象として差し支えない旨の確認を受けること。

ウ 体温の確認等その健康状態を的確に把握し、児童の病状に応じて安静を保てるよう処遇内容を工夫すること。

エ 他の児童への感染の防止に配慮すること。

(5) 利用事務手続等

ア 利用事務手続きについては、実施施設毎に定めることとするが、保護者の利便を考慮し、弾力的な運用を図ること。

イ 利用申請があった場合は、受入上支障のない限り、速やかに利用の決定を行うこと。ただし、特に緊急を要する場合にあっては、利用申請等の書面による手続きは、事後であっても差し支えないものとする。

(6) 保育料の徴収

病児等保育の実施に係る費用については、1日当たり3,200円以内で保護者より徴収するものとする。（ただし、飲食物に係る費用を別途徴収することを妨げないものであること。）

(7) その他

病院等従事職員の委託を受けて病児等保育を実施する他に、市町村等の保育担当部局や施設周辺の保育所等と情報交換を行い、実情に応じて病児等児童の保育受け入れを行うものとする。

(緊急一時保育)

第10条 緊急一時保育は次の各号のとおりとする。

(1) 対象児童

24時間保育を実施していない病院内保育所を設置している医療機関の医療従事者の乳児、幼児又はおおむね10歳未満の児童であって、医療機関からの緊急呼び出しにより勤務を要することにより家庭で育児を行うことが困難な

児童

(2) 対象となる保育

病院内保育所があらかじめ契約をしている保育を提供する事業者と契約をしており、かつ保育提供者への支払を当該病院内保育所の会計で行い、前号の児童を保育したことにより病院内保育所がその利用に要する費用の全部又は一部を負担した場合とする。

(3) 緊急一時保育の対象となる保育提供事業者

認可外保育施設、民間ベビーホテル、民間ベビーシッター会社、家庭福祉員及び家政婦（夫）等の保育提供事業者が行う保育を対象とし、公立保育所、認可保育所、都道府県又は市区町村が行う行政措置及び家庭並びに同居の親族が行う保育については対象としない。

(児童保育)

第11条 児童保育は次の各号のとおりとする。

(1) 対象児童

ア 病院内保育所を設置している医療機関の医療従事者の児童であつて、かつ、医療機関に勤務していることにより家庭での保育を行うことが困難な児童（以下「放課後児童」という。）。
イ アに規定する児童は、児童福祉法第6条の3第2項で規定する放課後児童健全育成事業の対象児童とする。

(2) 施設

児童保育を行うために間仕切り等で区切られた専用スペース又は専用部屋を設けて、放課後児童の衛生及び安全を確保することとする。

(3) 職員配置

放課後児童の保育に専従する職員（児童福祉施設最低基準（昭和23年厚生省令第63号）第38条に規定する児童の遊びを指導する者の資格を有する者が望ましい）を1名以上配置すること。

(補助の範囲)

第12条 県は、本事業の実施について、当該年度の事業予算の範囲内で補助することとする。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成27年2月26日から施行し、平成26年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成29年5月12日から施行し、平成29年4月1日から適用する。